

鳥取県内水面漁場計画（案）について

令和5年3月

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課

本県内水面に設定している現漁業権は、令和5年8月31日をもって、存続期間（10年間又は5年間）が満了します。

次期漁業権の免許に当たっては、漁業権の具体的な免許内容等を定める漁場計画を作成する必要があります。

このたび、漁場計画（案）を作成したことから、漁業法（以下「法」という。）第67条第2項において準用する法第64条第4項の規定に基づき、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くものです。

なお、漁場計画（案）の作成に当たり、令和5年2月15日から3月7日までの間、第67条第2項において準用する法第64条第1項に規定された利害関係人からの意見聴取のため、パブリックコメントを実施しましたが、意見はなかったため、令和5年1月17日の第287回委員会に協議した漁場計画（素案）の内容と変更はありません。

1 漁場計画の検討の経過と今後のスケジュール（根拠法令は準用規定含む）

<経過>

①関係漁業協同組合への聞取調査（～R4.11）

②鳥取県内水面漁場管理委員会への方針協議（R4.12.5）

：漁業者代表より新たな魚種の設定等について改めて要望

③市町村への方針説明(R4.12.19)：意見なし

④漁場計画（素案）の作成

・鳥取県内水面漁場管理委員会への協議（R5.1.17）：意見なし

・パブリックコメントの実施（R5.2.15～R5.3.7）：意見なし、公表 …法第64条第1項、第2項

<今後のスケジュール（想定）>

⑤漁場計画の案の作成 …法第64条第3項

・鳥取県内水面漁場管理委員会への諮問（R5.3） …法第64条第4項

・鳥取県内水面漁場管理委員会において公聴会開催の上、答申（R5.4） …法第64条第5項

⑥漁場計画の作成及び公表、漁業の免許予定日等の公示 …法第64条第6項

（R5.5.31までに：免許予定日は公示の日から起算して三月を経過した以後の日）…法第64条第7項

⑦免許の申請受付、審査 …法第69条外

・鳥取県内水面漁場管理委員会への諮問、答申（R5.7～8） …法第70条外

⑧免許（漁業権の取得）（R5.9.1） …法第73条外

漁業権行使規則、遊漁規則等の認可（R5.9.1） …法第106条外

2 鳥取県内水面漁場計画（素案）に係る利害関係人の意見聴取（パブリックコメント）の結果

(1) 実施内容

1) 募集期間

令和5年2月15日（水）から3月7日（火）まで

2) 募集内容

鳥取県内水面漁場計画（素案）についての意見

3) 対象者

当該水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者及びその他利害関係人

4) 周知方法

本課ホームページで公開するとともに、県庁県民参画協働課、各総合事務所県民福祉局、日野振興センター日野振興局、東部・八頭庁舎、県立図書館及び各市町村役場に概要チラシ等関係書類を配架した。また、報道関係への資料提供を行うとともに、関係漁協等へは関係書類を郵送した。

(2) 実施結果

意見はなかった。

3 内水面漁場計画の要件への適合（法第67条第2項で準用する法第63条関係）

要件	漁場計画（案）の対応	概要
①それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること	それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。	○関係漁業協同組合への聞取調査（～R4.11） ○鳥取県内水面漁場管理委員会への協議（12/5：漁業者代表より新たな魚種の設定等について改めて要望、1/17：意見なし） ○市町村への方針説明（12/19）：意見なし ○利害関係人の意見募集（3/7㍻切）：意見なし ○公益関係者への意見照会（3/7㍻切）：意見なし
②内水面漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（以下、「活用漁業権」という。）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（以下、「類似漁業権」という。）が設定されていること	適切かつ有効に活用されている漁業権は類似漁業権を設定。	○既存のすべての漁業権について適切かつ有効に活用されているか確認を行った。 ○適切かつ有効でないと判断された次の漁業について漁業権から除外した。 ・東郷池の「ごかい漁業」 ○上記以外の漁業は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更していない。
③前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること	該当なし （「団体漁業権」「個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権）」は、法改正により、新たに定義され、区画漁業（養殖業）について整理が必要だが、内水面に区画漁業権の設定はない）	—
④前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び利害関係人への意見徴取の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。	該当なし （新規漁業権の設定なし）	—
⑤漁業権の存続期間について、法定期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。	法定期間より短い存続期間を定めた漁業権は、漁業調整のため必要な範囲内である。	○湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。 ○湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許を計画した。
⑥都道府県知事は、内水面漁場計画の作成に当たっては、内水面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない内水面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。	現在、漁業権が存しない内水面で漁業生産上重要な内水面はない。	○現在、漁業権の設定が可能な内水面には、すべて漁業権を設定。

4 鳥取県内水面漁場計画（案）の概要と主な検討内容

本県内水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進し、水産資源の持続的な利用を確保し、内水面全体が最大限に活用される漁場計画を作成します。

それぞれの漁業権が、内水面全体の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないよう設定し、現に存する漁業権については、漁場を適切かつ有効に活用している漁業者の利用を確保することを優先し、現に漁業権が存しない水面について新たに漁業を免許する場合は、操業に支障なく、紛争の防止が図られることを十分に確保します。

なお、適切かつ有効に活用されている活用漁業権については、類似漁業権（当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権）を設定します。

○漁業権に関する事項

(1) 第一種共同漁業（採貝採藻漁業）

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（湖山池は令和10年8月31日）

番号	漁業の名称	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第4号	しじみ（やまとしじみ）	湖山池	湖山池漁協	短期免許（5年）
内共第5号	しじみ（やまとしじみ）、 ごかい	東郷池	東郷湖漁協	魚種の見直し

【主な検討内容】

- ・免許を受けた漁業協同組合が適切に漁場及び資源を管理することによって、漁場秩序の維持、水面の有効活用及び漁業生産力の維持増大を図るものについて免許する。
- ・対象水産動植物は、漁業生産上重要であり、漁業関係者による漁場及び資源の自治的かつ自主的な管理がなされている魚種について設定する。
- ・東郷池の「ごかい」について、利用がなく、今後も利用する見込みもないため、除外する。
- ・「ごかい」以外は、湖山池、東郷池ともに「しじみ（やまとしじみ）」のみ。適切かつ有効な利用を確認したため、設定する。
- ・湖山池について、10年間の通常免許の希望があったが、次の理由により短期免許を計画。
 - ⇒ 湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許とする。
 - （湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25より5年間の短期免許としている。）

(2) 第五種共同漁業（あゆ、溪流魚など組合員以外の遊漁者等も採捕する漁業）

存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで（湖山池は令和10年8月31日）

番号	漁業の名称（※）	漁場の区域	現漁業権者	備考
内共第1号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	千代川	千代川漁協	
内共第2号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい	天神川	天神川漁協	
内共第3号	あゆ、やまめ、いわな、あまご、にじます、こい、うなぎ	日野川	日野川水系漁協	
内共第4号	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	湖山池	湖山池漁協	短期免許（5年）
内共第5号	こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら、すずき	東郷池	東郷湖漁協	

※ 「やまめ」には「さくらます」を含む。「あまご」には「さつきます」を含む。

条 件

- ・生態系保全の観点から、特定魚種の大量放流を防止するため、放流量は鳥取県内水面漁場管理委員会が毎年定める増殖目標量を原則とする。

【主な検討内容】

- ・内水面において営む漁業であって、第一種共同漁業に該当しないもので漁協に免許され、免許を受けた漁協には対象水産動物の増殖と適切な漁場の管理の義務が課せられる。
- ・漁業生産上重要であり、かつ増殖行為が行われ、採捕者が多数いることから資源保護の必要性が高い魚種を設定する。

地区	漁業の名称	検討の概要
千代川	ぶらうんとらうと	<ul style="list-style-type: none"> ・一部水域に移入しており、今後遊漁者が増える可能性があることから新規の設定要望があったが、「水産分野における産業管理外来種（※）」ではあるが、増殖義務を伴う第五種共同漁業権の新規設定による増殖行為により、生態系等に被害を及ぼすおそれがあるため、増殖行為は適切でなく、新たな設定は行わない。 ※ ニジマス、ブラウントラウト、レイクトラウトの3魚種が分類。外来生物法の規制はないが、生態系や水産業に被害を及ぼすおそれがあるため、外来種被害予防三原則「入れない、捨てない、拡げない」を守ることが必要。

地区	漁業の名称	検討の概要
湖山池	ぼら、すずき	<ul style="list-style-type: none"> ・遊漁者が増加し、網漁具に絡まるなどして漁業に影響が出ているため、採捕者の一定の管理が必要なこと、また、若い組合員が増え、シジミだけでなく漁業振興を図りたいとの思いから再設定（H25 に漁業権から除外）の要望があったが、現時点、出荷量は多くなく漁業生産上の重要性は低いこと、増殖行為についても手法の検討が必要なことから設定しない。 ・遊漁者との利用調整については、必要に応じて内水面漁場管理委員会の指示等により対応を検討する。
	全ての漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・10年間の通常免許の希望があったが、次の理由により短期免許を計画。 ⇒ 湖山池は汽水化により汽水・海水種は増加したが、漁業権対象種は主に淡水種又は回遊種であり、汽水化後に減少に転じた魚種が多い。湖内環境の変化に対応した効果的な増殖方法への見直しや漁業実態の変化にも柔軟に対応する必要があるため短期免許とする。 ※ 湖山池に設定する漁業権は、塩分導入により、池内の状況が変化しつつあるため、H25 より5年間の短期免許としている。

※ 既存の漁業について、上記以外の内容は、適切かつ有効な利用を確認したため、変更なし。

(参考)

1 漁業権について

漁業権とは、都道府県知事の免許により設定される、一定の水面において特定の漁業を一定の期間排他的に営むことのできる権利で、県が作成する漁場計画（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等、漁業権の具体的な免許内容を定めるもの）に基づき漁協等に免許されます。

現在、本県の内水面では、共同漁業権7件（第一種（採貝採藻）、第五種（あゆ、溪流魚など組合員以外の遊漁者等も採捕する漁業）が設定されています。

【第一種共同漁業】…対象水産動植物について、漁協組合員が採捕藻類、貝類等を目的とする漁業。

【第五種共同漁業】…対象水産動物について、漁協組合員、遊漁者が採捕

内水面において営む漁業で第一種共同漁業に該当しないもの。漁協に免許され、免許を受けた漁協には対象水産動物の増殖と適切な漁場の管理の義務が課せられる。

これは、内水面が一般に、自然的豊度が低く、立地条件等から水産動植物の採捕が容易なため、多数の採捕者による乱獲により資源が枯渇するおそれ大きいこと、そこを生業の場とする漁業者の数が少なく、また、主に兼業として営んでいる者が多く、漁協の組合員以外の採捕者（遊漁者等）も多いことから、漁協が適切に漁場及び資源を管理し、漁業者、採捕者、遊漁者及び地域住民による利用の調和などの漁場秩序の維持、水面の有効活用及び内水面の資源の維持増大による漁業生産力の維持増大を図り、内水面の資源的価値を高めようとするものである。

漁業権は、物権とみなし、土地に関する規定を準用することから、漁業権者は、妨害排除請求権と妨害予防請求権を有します。

敷設もしくは使用中の漁具のき損等により採捕を妨害する行為や、漁場内における採捕の目的物である水産動植物を採捕する行為、水質の汚濁や工作物の設置等によって漁場内における採捕の目的物たる水産動植物の棲息及び来遊等を阻害する行為など、漁業権に基づく漁業を営む権利を侵害する行為は、法第195条に基づく漁業権侵害罪に該当することがあります。

2 漁場計画について

漁場計画は、設定する漁業権の具体的な内容（漁場位置、漁業種類、漁業時期、存続期間等）を定めるもので、このたびの漁場計画の作成は、70年ぶりの大改正として令和2年に施行された改正漁業法（※）に基づき初めて行われます。

これまで漁業権の免許が必要なたびに必要な漁業権の内容についてのみ作成していましたが、今後は、法定の存続期間（5年もしくは10年）の短い5年ごとに、すべての漁業権等の内容を対象とした一覧性のある計画として作成します。

これは、水面の総合的な利用や漁場利用の高度化を促進するため、一定の期間ごとに、漁場の環境、漁場の利用状況、社会経済的状況、水域環境等の変化を踏まえ、計画を見直し、現状に適した計画とすることを目的としています。

※ 改正漁業法では、漁場を適切かつ有効に活用している既存の漁業権者の漁場利用を確保しながら、円滑な規模拡大や新規参入による生産性の向上や漁場の有効利用が図られることを目的として、漁業権等の海面利用に関する基本的制度が見直され、透明性を確保したプロセスの下で制度が運用されるよう規定が整備

(改正漁業法で規定された漁場計画に定める漁業権の内容の主な要件)

- ・それぞれの漁業権が、管轄する水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定。
- ・適切かつ有効に活用されている漁業権（活用漁業権）があるときは、当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（類似漁業権）を設定。

【根拠法令】 漁業法（抜粋）

（都道府県による水面の総合的な利用の推進等）

第61条 都道府県は、その管轄に属する水面における漁業生産力を発展させるため、水面の総合的な利用を推進するとともに、水産動植物の生育環境の保全及び改善に努めなければならない。

第二款 内水面漁場計画

第67条 都道府県知事は、その管轄する内水面について、五年ごとに、内水面漁場計画を定めるものとする。

2 第62条第2項（第一号に係る部分に限る。）、第63条第1項（第六号を除く。）及び第二項並びに第64条から前条までの規定は、内水面漁場計画について準用する。この場合において、第62条第二項中「海区（第136条第一項に規定する海区をいう。以下この款において同じ。）ごとに、次に」とあるのは「次に」と、第64条第六項中「免許予定日及び第百九条の沿岸漁場管理団体の指定予定日並びにこれらの」とあるのは「免許予定日及び」と、同条第七項中「免許予定日及び指定予定日」とあるのは「免許予定日」と読み替えるものとする。

（内水面漁場計画）

第67条第2項で準用する第62条

2 内水面漁場計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該内水面に設定する漁業権について、次に掲げる事項

イ 漁場の位置及び区域

ロ 漁業の種類

ハ 漁業時期

ニ 存続期間（第75条第一項の期間より短い期間を定める場合に限る。）

ホ 区画漁業権については、個別漁業権（団体漁業権以外の漁業権をいう。次節において同じ。）又は団体漁業権の別

ヘ 団体漁業権については、その関係地区（自然的及び社会経済的条件により漁業権に係る漁場が属すると認められる地区をいう。第72条及び第106条第四項において同じ。）

ト イからへまでに掲げるもののほか、漁業権の設定に関し必要な事項

（内水面漁場計画の要件等）

第67条第2項で準用する第63条 内水面漁場計画は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

一 それぞれの漁業権が、内水面の総合的な利用を推進するとともに、漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されていること。

二 内水面漁場計画の作成の時に適切かつ有効に活用されている漁業権（次号において「活用漁業権」という。）があるときは、前条第二項第一号イからハまでに掲げる事項が当該漁業権とおおむね等しいと認められる漁業権（次号において「類似漁業権」という。）が設定されていること。

三 前号の場合において活用漁業権が団体漁業権であるときは、類似漁業権が団体漁業権として設定されていること。

四 前号の場合のほか、漁場の活用の現況及び次条第二項の検討の結果に照らし、団体漁業権として区画漁業権を設定することが、当該区画漁業権に係る漁場における漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合には、団体漁業権として区画漁業権が設定されていること。

五 前条第二項第一号ニについて、第75条第一項の期間より短い期間を定めるに当たっては、漁業調整のため必要な範囲内であること。

2 都道府県知事は、内水面漁場計画の作成に当たっては、内水面全体を最大限に活用するため、漁業権が存しない内水面をその漁場の区域とする新たな漁業権を設定するよう努めるものとする。

（内水面漁場計画の作成の手続）

第67条第2項で準用する第64条 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成しようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により聴いた意見について検討を加え、その結果を公表しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の検討の結果を踏まえて内水面漁場計画の案を作成しなければならない。

4 都道府県知事は、内水面漁場計画の案を作成したときは、内水面漁場管理委員会の意見を聴かななければならない。

5 内水面漁場管理委員会は、前項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、農林水産省令で定めるところにより、当該内水面において漁業を営む者、漁業を営もうとする者その他の利害関係人の意見を聴かななければならない。

6 都道府県知事は、内水面漁場計画を作成したときは、当該内水面漁場計画の内容その他農林水産省令で定める事項を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を公示しなければならない。

7 前項の免許予定日及び指定予定日は、同項の規定による公示の日から起算して三月を経過した日以後の日としなければならない。

8 前各項の規定は、内水面漁場計画の変更について準用する。